

海南医療センター 白衣貸借及び洗濯業務委託仕様書

本仕様書は、海南医療センター(以下「甲」という)における白衣貸借及び洗濯委託に係る業務内容の基準事項を規定するものである。

ただし、本仕様書に規定のない事項であっても、本業務の目的とする事項の現場の状況に応じて甲が必要と認めたものは、契約金額の範囲内で受託者(以下「乙」という)が実施するものとする。

1. 目的

本業務は、甲の職員が病院業務を行うにあたり着用する制服等(以下「白衣類」という)を乙が貸借により供給するとともに、洗濯を主とした保守を行うことにより職員の清潔で快適な作業環境を整備し、病院業務の円滑な運営に資することを目的とする。

2. 契約期間

契約期間は、2019年4月1日～2023年3月31日の4年間を基本とする。

ただし、甲に有益性があり、一定以上の品質が保持できる場合、これを超えての提案を行うことは差し支えない。

3. 参加資格

以下の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 法人税、消費税、地方消費税等の滞納がないこと
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく各種手続の申し立てがなされていないこと
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと
- (5) 提案書提出の時点で、本院と同程度以上(150床)の病床数を有する病院において「白衣貸借及び洗濯業務」の実績を有する者。

4. 貸借物品

縫製等の仕様は、別紙(1)『種類別基準品仕様表』のとおりとし、商品は個人貸与することとする。規定のサイズ以外のものについても、必要であれば供給するものとする。

ただし、別紙(1)に定める基準品は、各メーカー商品で甲が認めたものに限り「同等品」にて取り扱うことを可とする。

同等品での提案を行う場合は、別に定める期日までに現品を提出すること。

5. 洗濯委託

乙は、依頼のあった賃貸借物品について、別に定める頻度により洗濯を行うこととする。
洗濯物は、形態(ドライ仕上げ)・種類別に枚数を明らかにし納品するものとする。

6. 貸与予定組数

白衣賃貸借は別紙(2)の『貸与予定組数・人数一覧表』を参照のこと。
ただし、予定数量は保証数ではない。

7. 白衣類の洗濯

白衣類の洗濯は、クリーニング業法第3条3項の定める衛生基準に従うとともに、医療現場で着用するという目的及び性質を考慮のうえ、適正な処理を行うこと。

また、洗濯工程は次の3点に留意し行うこと。

- ①水による予洗の後、洗剤洗いをすること。
- ②十分にすすぎを行った後、糊付けをして脱水すること。
- ③仕上げはトンネル仕上げとし、小ジワ等がよらないように特に留意すること。

8. 白衣の管理

白衣類には、洗濯データ管理を行う為のバーコードラベル及びI Cタグ(チップ)を備え付けるものとする。

バーコードラベルには、病院名・個人名(または個人を識別する番号)・商品番号・サイズ等を記載し、目視確認が可能であるものとする。バーコードは、洗濯時の磨耗による印字劣化を考慮し、二次元コードを用いること。(別紙(3)『ラベル書式』参照)

また、バーコードを備え付けない場合は印字された識別可能なものを取りつけることとする。

ラベル及びI Cタグは洗濯耐久性を備えたものとし、工業洗濯において脱落がないことを条件とする。

9. 集配業務

洗濯物の納入及び回収は、週1回以上とし、甲が指定する日の午前5時30分頃とする。
回収した洗濯物は、少なくとも回収日から起算して1週間後には洗濯を完了し、指定場所へ指定方法で納入すること。

なお、祝祭日及び年末年始・ゴールデンウィーク等の長期休暇については、甲乙協議の上、病院業務に支障が無いよう納入・回収に対応するものとする。

10. 納入場所

清潔物については、ハンガースタンドを乙の負担で指定場所に設置の上、納入するものとする。

11. 回収場所

洗濯物については、ハンガースタンドを乙の負担で指定場所に設置の上、回収するものとする。

ハンガースタンドにかかる白衣は職種ごとに分け、苗字の頭文字 50 音順で並べること。

12. 洗濯管理（白衣類）

洗濯物の管理は全てコンピューター管理を行うこととする。管理は種別での伝票提示であるが、定期的に個人引取と個人納品のリストを提示することとする。

13. 白衣類の保守

ボタン取れやほつれ、ファスナーの不具合などの補修は、洗濯回収時に乙が対応すること。

14. 白衣類の交換

平常業務の中で発生した汚れ及び破損で、シミ抜きや補修により対応できない場合は白衣類を交換することとし、その費用については乙の負担とする。それらに際しては、再生（リユース）品の使用も可とする。

体型の変化などによるサイズ変更についても、乙は同様の対応を行うこととする。

15. 新規採用者及び退職者の取り扱い

新規採用者がある場合は、甲の指示に基づき速やかに白衣類を供給すること。

但し、年度初めなど数量が多くなる場合は双方で協議し、納入期限を決定するものとする。

退職などにより不要となった白衣類は、返品分として集配便で回収し、乙の負担に 適正に処理をすること。

16. 白衣臨時品の対応

甲より依頼のある場合、マタニティ型看護衣を乙は無償で提供するものとする。

また、緊急時の予備として、中心サイズの白衣類については 2、3 枚程度を乙は洗濯工場に常備すること。

なお、当該白衣類についても、再生（リユース）品の使用を可とする。

17. 請求及び消費税

請求方法は、白衣類の貸与料金（洗濯料金を含む）をそれぞれ毎月毎に締め切り、請求するものとする。

貸与料金は、1 組あたりの単価に月初めの各部門別貸与者数を乗じたものに消費税を加算するものとし、貸与組数は甲からの報告を受け、乙で確認の上で確定するものとする。

18. 損害保険加入

乙は、病院が使用する白衣類の盗難・紛失、火災または風水害等による損失を補填するため乙の負担において損害保険に加入するものとする。

19. 業務上の責務

この仕様書に明示されていない事項であっても、実施上当然必要なことは誠実にこれを実施するものとする。

20. 個人情報の保護

「個人情報の保護に関する法律」その他の法令・ガイドライン等に従い、個人データの安全管理のため適切な措置を講じること。

また、甲の求めがあった際には、乙は個人情報の取扱いを適切に行う体制等を整備していることを、客観的に評価しうる形で提示すること。

21. その他

この仕様書に定めのない事項が生じた場合、また不明な点が生じた場合等は甲と乙で協議し決定することとする。